

別記様式第13号(第15条関係)

一般廃棄物収集運搬業等許可証

登環第755号

住 所 登別市新栄町1番地39
氏 名 登別クリーンサービス株式会社
代表取締役 齊藤 崇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和8年1月29日付けで申請のありました一般廃棄物(収集運搬業・処分業)については、これを許可します。ただし、次の事項を承知願います。

令和8年3月24日

登別市長 小笠原 春一



記

許可有効期間	令和8年4月1日 から 令和10年3月31日 まで
取扱一般廃棄物の種類	一般廃棄物 (浄化槽汚泥及び生活雑排水汚泥を除く)
事業の区域	登別市内
許可の条件	1.収集する一般廃棄物の保管及び積替えは認めない 2.「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律137号) 及び「登別市廃棄物の再利用及び処理に関する条例」(平成5年条例第17号) を遵守すること